

第 11 号議案

平成 28 年度

吉田町一般会計補正予算 (第 4 号)

平成28年度吉田町一般会計補正予算（第4号）

平成28年度吉田町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ339,652千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,632,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、廃止及び変更は、「第3表地方債補正」による。

平成29年3月1日提出

吉田町長 田村典彦

款	項	補正前の額	補正額	計
19 諸収入		111,867	1,795	113,662
	2 町預金利子	182	△111	71
	5 雑入	102,884	1,906	104,790
20 町債		934,408	△164,400	770,008
	1 町債	934,408	△164,400	770,008
歳入	合計	10,972,126	△339,652	10,632,474

第2表 繰越明許費補正

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍・住民基本台帳事務費	2, 273
8 土木費	2 道路橋梁費	企業活動維持支援事業区域基盤整備 事業費	31, 000
8 土木費	3 河川費	大幡川改修事業費	45, 000
8 土木費	4 都市計画費	土地区画整理事業費	13, 488
合 計			91, 761

2 廃止

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
高島9号線整備事業	千円 103,200	証書借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れられる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	千円 —	—	—	—	

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校教育施設空調設備整備事業	千円 177,600	証券借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。	千円 204,800	証券借入	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府から借り入れる場合は、その融資条件により、銀行その他から借り入れる場合は、据置期間を含めて30年以内に元利均等又は元金均等若しくは、元利不均等の方法をもって年賦又は半年賦で償還する。 ただし、町財政の都合により繰上償還し、償還期限を短縮し、又は借換することができ。償還財源は、一般歳入若しくは、その他の収入をもって支弁する。